

令和4年7月定例会議事録

令和4年
第7回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和4年7月6日(水) 午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 羽島市役所3階 301会議室

3. 出席農業委員(14名)

2番 田中 敏信	3番 伊藤 克巳	4番 石原 晃
5番 大井 幸男	6番 花村 直良	7番 森川 朝子
8番 加藤 芳正	9番 時田 昌子	10番 山田 倉造
11番 浅野 喜代子	12番 服部 春彦	13番 佐藤 文恵
14番 宮田 圭	15番 大曾根 佳明	

4. 欠席委員(2名)

1番 西川 ひとみ 16番 岩田 悟

5. 議事日程

- 第1 議事録署名者の指名について
- 第2 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第4 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第5 議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第6 議案第28号 羽島市農業委員会が定める別段の面積について
- 第7 報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出報告について
- 第8 報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について
- 第9 報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 足立 光輝 農地係長 片山 真理子
農政課長 安田 裕治 農政係長 後藤 祐人

7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中14名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第2項(議長の権限)の規定に基づき、職務代理者の大曾根委員に議長をお願いしますので進行をお願いいたします。」

○議長 羽島市農業委員会会議規則第4条第2項の規定に従い、本日は、私が議長を務めさせていただきます。

委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第7回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、7番委員及び8番委員を指名する。

第2 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 「議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号13番から番号16番を議題といたします。
事務局より説明願います。」

○局長補佐 「番号13番は、農地の売買で、申請地は〇〇〇〇、面積は550㎡、農業振興地域内農用地区域外の農地が1筆です。
譲受人は、経営面積が126.4アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしています。
また、申請地は自宅から20m以内の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
番号14番は、使用貸借の設定です。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計6筆、合計面積は3,857㎡で、農用地区域内の農地が5筆、農業振興地域内農用地区域外の農地が1筆です。
使用貸人である〇〇〇〇は健康上の理由から〇〇〇〇に使用貸借による権利の設定を行いたいとの申請です。
一方、使用借人である〇〇〇〇は、今回農地を取得することにより、経営面積が45.5アールとなり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たします。
申請地は自宅から1kmの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の

すべてを満たしているものと考えます。

番号15番、16番は譲受人・借受人が同一人物のため併せてご説明します。

番号15番は農地の売買で、申請地は〇〇〇〇、面積は664㎡、市街化調整区域の農地が1筆です。

続いて番号16番は賃貸借の設定で、申請地は〇〇〇〇及び〇〇〇〇、面積は1,818㎡、市街化調整区域の農地が2筆です。

賃貸人である〇〇〇〇は労力不足の理由から〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定を行いたいとの申請です。

借受人、譲受人である〇〇〇〇は、今回農地を取得、借受けることにより、経営面積が44.9アールとなり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たします。

また、申請地は自宅から5mの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上4件につきまして、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第24号について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第24号については、許可いたします。」

第3 議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 「議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、番号3番、4番を議題といたします。」

事務局より説明願います。」

○農地係長

「番号3番について、申請人は申請地を一般個人住宅及び駐車場として使用したいとの申請です。

No.3と書かれた地図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇に位置し、四方が宅地に囲まれた宅地が連たんしている区域のため、原則転用可能な第3種農地に分類されます。申請地はすでに造成されているため、追認での許可となります。申請地の北側・南側は道路、東側・西側は宅地となっており周囲の営農に支障のない状態となっています。

番号4番について、申請人は申請地を運送業の会社へ貸駐車場として使用したいとの申請です。

No.4と書かれた地図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地となり原則不許可の農地となりますが、不許可の例外規定である『既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る』（農地法施行規則第35条第5号）の規定を適用して許可相当となるものです。申請地は西側の土地と一体的に利用しすでに造成されているため、追認での許可となります。申請地の北側・東側・南側は道路、西側は雑種地となっており周囲の営農に支障のない状態となっています。

以上2件についてご審議をお願いします。」

○議長

「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員

「4番について、申請地の西側の雑種地とはどこのことか。また既存の施設の2分の1までとはどういうことか。」

○農地係長

「雑種地は申請地と道路を挟まないすぐ隣地のことで、雑種地と一体的に利用します。雑種地に以前は建物がありましたが、取り壊し、現在は貸駐車場として利用しています。申請地は第1種農地に該当し転用ができませんが、一体的に利用する雑種地の部分の2分の1を超えない面積までであれば、転用が可能となる例外規定を適用しました。」

○委員

「わかりました。」

○議長 「ほかにご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第25号、番号3番、4番について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第25号、番号3番、4番について、許可相当として意見を決定することといたします。」

第4 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 「議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、番号11番から番号14番を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号11番について、転用事業者は申請地の東側を建設業資材置き場として利用しており、申請地と一体的に利用することで効率的な利用が可能となるため、申請地を取得し資材置き場として使用したいとの申請です。

No.11と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置し、住宅が連たんし街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている原則転用可能な第3種農地に該当します。

申請地はすでに造成されているため、追認での許可となります。申請地の北側・東側・南側は雑種地、西側は道路となっており周囲の営農に支障のない状態となっています。

番号12番について、転用事業者は申請地を取得して、飲食店へ貸駐車場として使用したいとの申請です。

No.12と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地となり原則不許可の農地となりますが、不許可の例外規定である『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設

で、集落に接続して設置されるもの』の規定を適用して許可相当となるものです。申請地の北側・西側は田、東側は雑種地、南側は道路となっており周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

番号13番について、転用事業者は申請地を取得して、一般個人住宅の駐車場として使用したいとの申請です。

No.13と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地となり原則不許可の農地となりますが、不許可の例外規定である『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの』の規定を適用して許可相当となるものです。申請地はすでに駐車場として使用されているため追認での許可となります。申請地の北側は道路、東側・西側は宅地、南側は雑種地となっており周囲の営農に支障のない状態となっています。

番号14番について、転用事業者は申請地を取得して、一般個人住宅の駐車場として使用したいとの申請です。

No.14と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置し、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるものの規定を準用して許可相当となるものです。申請地の北側は道路、東側は宅地、西側・南側は畑となっており、周囲には柵などは設けませんが周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

以上4件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 「12番について、駐車場が不足し業務に支障をきたしている状態となっているのか。不足しているという判断が難しいと思うが。」

○農地係長 「農地転用の許可の妥当性を判断する時に、転用の緊急性や転用面積について審査する必要があり、書面にて駐車場の面積が不足している状況や具体的な土地の利用の仕方を確認しました。」

○委員 「わかりました。」

○議長 「ほかにご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第26号、番号11番から番号14番について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第26号、番号11番から番号14番について、許可相当として意見を決定することといたします。」

第5 議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 「議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、番号546番、547番を議題といたします。
それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号546番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として合計面積277㎡について利用権設定をするものです。
番号547番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を〇〇〇〇が、転貸借をするものです。
以上2件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はありませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第27号、番号546番、547番について、異議がないものとして原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「議案第27号、番号546番、547番については、異議がないものとして原案のとおり決定することといたします。」

第6 議案第28号 羽島市農業委員会が定める別段の面積について

○議長 「議案第28号「羽島市農業委員会が定める別段の面積について」を議題といたします。
事務局より説明願います。」

○農地係長 「農地の所有権などの権利を取得する場合の要件の1つとして、取得後の耕作面積が50アール以上確保する必要があります。ただし、農地法第3条第2項第5号の規定により、農業委員会がこの下限面積を下げることができ、これを別段の面積と言いますが、羽島市においては、平成21年12月15日から40アールと設定しています。また農地法施行規則第17条第1項第3号により、この別段の面積は農家総数のおおむね100分の40を下回らないように算定するよう定められております。
農家の耕作面積分布表をご覧ください。羽島市では農家の総数が2,802戸で30アール以下の農家が1,289戸であることから、比率が46%あり、40%を上回っておりますので、別段の面積を30アールまで引き下げることは可能であります。
別段の面積を引き下げることにより、新規の農業参入の促進につながります。しかし、小規模な農家を増やすことにもなり、遊休農地の増大につながる恐れもあることから羽島市の実情を考えると、40アールの設定が妥当ではないかと考えます。
それではこの別段の面積の設定につきまして現在の40アールが妥当であるのかご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第28号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、
議案第28号について、原案どおり決定いたします。」

第7 報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第8 報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告
について

第9 報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告
について

○議長 「報告第19号「農地法第3条の3の規定による届出報告について」、
報告第20号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について」、
報告第21号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について」
を併せて事務局より報告願います。」

○局長補佐 「報告第19号から第21号につきましては、新型コロナウイルス感染
拡大防止のため、説明の方は省略をさせていただきます。ご理解の
程よろしくお願い致します。」

○議長 「本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。」